

区長 各位

鬼北町長 兵頭 誠亀
(公印省略)

令和8年度コミュニティ活動交付金に係る申請書類の提出について (依頼)

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、鬼北町では、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図るため、区に対してコミュニティ活動交付金交付事業を実施しています。

つきましては、下記事項に御留意の上、申請書類を提出してください。

本件に関して、御不明な点等ございましたら裏面に記載のお問い合わせ先まで御連絡ください。

記

1 コミュニティ活動交付金について

(1) 交付金額は、区均等割・区戸数割・組均等割・組戸数割の合計額です。

区 分	金 額	説 明
区均等割	25,000円以内	区に対して交付する均等割交付金
区戸数割	1戸あたり 370円以内	区に加入する世帯数に応じて交付する戸数割交付金
組均等割	1組あたり 19,000円以内	区内で組を組織し、コミュニティ活動を実施している場合、組に対して交付する均等割交付金
組戸数割	1戸あたり 850円以内	区内で組を組織し、コミュニティ活動を実施している場合、組に対して交付する戸数割交付金

(2) 交付金の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までです。

(3) 戸数割の交付対象となる世帯は、**毎年5月1日現在の組入世帯数**です。

※組入世帯数及び回覧文書の送付枚数に変更がある場合は、総務財政課 行政係 高田 (直通：0895-45-1115 内線：7802) まで御連絡ください。

(4) 申請書類の内容を審査し、後日、交付決定通知書を送付いたします。

- 2 提出書類 ①令和8年度コミュニティ活動交付金交付申請書 (兼決定書)
②令和8年度コミュニティ活動交付金請求書
③令和8年度収支予算書
④令和8年度事業計画書

3 提出先 ①鬼北町役場 (総務財政課) ②日吉支所 (総務係) ③各地区公民館

4 提出期限 令和8年6月30日 (火) まで

【裏面に続きます】

5 記入事項

①コミュニティ活動交付金交付申請書（兼決定書）

- (1) 団 体 名：区の名称（牛野川、水分・・・等）
- (2) 代 表 者 名：区長の氏名 ※代表者印をお願いします。自署の場合は押印不要です
- (3) 住 所：区長の住所
- (4) 交付申請額：別添「令和8年度コミュニティ活動交付金支払予定額」の区交付額
※別添の組数に増減がある場合は、変更後の組数で計算した合計額を記入してください。
- (5) 総 事 業 額：区の令和8年度支出予算額
- (6) 交付金内訳：区均等割は、25,000円です。区戸数割は、370円×5月1日現在の区戸数、
組均等割は、19,000円×5月1日現在の組数、組戸数割は、850円×区戸数
- (7) 事 業 概 要：「コミュニティ活動」の具体的な内容を記入（記入例は、別紙のとおり）
政治又は宗教に係わる活動経費並びに町、県及び国の補助金の交付を受けている活動は、対象としておりませんので記入しないでください。
「コミュニティ活動」とは、次に掲げるものです。
 - ①生活環境の清潔、美観の維持
 - ②健康の管理・増進
 - ③交通安全、防犯その他の生活安全の確保の推進
 - ④運動会、ピクニックその他コミュニティ行事
 - ⑤文化・学習活動
 - ⑥体育・レクリエーション活動
 - ⑦福祉活動
 - ⑧前各号に掲げるもののほか、町長が認めるコミュニティ活動

②コミュニティ活動交付金請求書

- (1) 交付金請求額：①コミュニティ活動交付金交付申請書（兼決定書）の交付金内訳の合計額
- (2) 団 体 名：区の名称
- (3) 代 表 者 名：区長の氏名 ※代表者印をお願いします。自署の場合でも押印は必要
- (4) 振込依頼金融機関名
- (5) 振込依頼金融機関の支所又は支店名
- (6) 振込依頼口座番号
- (7) 振込依頼口座の名義人（通帳のとおり口座番号を正確に記入してください。）

③収支予算書 ④事業計画書（詳細は、別紙の記入例を御参照ください。）

※これに代えて、総会資料（区の「今年度の事業計画」と「今年度の予算」が記載された資料）を提出していただいても構いません。その場合、別紙の記入例のとおりをお願いします。

6 その他

提出書類の様式については、鬼北町のホームページからもダウンロードすることができます。
※鬼北町ホームページ → 組織で探す → 総務財政課内に掲載しています。

お問合わせ先 鬼北町役場 総務財政課 行政係 担当：高田 電話：45-1115（直通） 内線：7802 45-1111（代表）
--